

JSCPA 調査報 No.2

2011 年 9 月



社団法人日本年金数理人会

The Japanese Society of Certified Pension Actuaries

目次

新着情報

法令・通知・基準改正（2011年4月－8月上旬）…………… 2頁

論文・文献その他の情報（2011年4月－8月上旬）…………… 4頁

論文紹介

社会政策に関する経済協力開発機構（OECD）閣僚会合 2011年5月2～3日 パリ

セッション3 過去の代償を支払い、将来に備える：世代間の連帯…………… 10頁

論文募集について…………… 15頁

ご意見・ご要望について…………… 16頁

©2011 社団法人日本年金数理人会

本資料は日本年金数理人会会員の能力向上のためのものに作成されたものであり、当該目的にのみ使用することが認められます。本資料の記載内容は、当団体が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。法令変更、金融情勢の変化などにより、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。本資料に関する権利は、社団法人日本年金数理人会に帰属し、本資料の一部または全部の無断複写複製を禁じます。

新着情報

法令・通知・基準改正(2011年4月-8月上旬)

法令・通知改正

年金確保支援法案の成立

関係法令

「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金等の一部を改正する法律(年金確保支援法)(厚生労働省)」

(平成23年8月4日成立、平成23年8月10日公布)

主な内容

- 国民年金法の一部改正
 - ① 国民年金保険料の納付可能期間を延長(2年→10年)し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることが可能となった。
(施行日:平成23年10月1日までの間の政令で定める日)
 - ② 第3号被保険者期間に重複する第2号被保険者期間が新たに判明し年金記録が訂正された場合等に、それに引き続く第3号被保険者期間を未届期間とする取扱いを改め、保険料納付済期間のままとして取り扱い、年金を支給することとなった。
(施行日:法律の公布日)
 - ③ 国民年金の任意加入者(加入期間を増やすために60歳～65歳までの間に任意加入した者)について国民年金基金への加入が可能となった。
(施行日:法律の公布日から2年以内の政令で定める日)
- 確定拠出年金法の一部改正
 - ① 企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とするため、加入資格年齢が引き上げ(60歳→65歳)られた。
(施行日:法律の公布日から2年6ヶ月以内の政令で定める日)
 - ② 従業員拠出(マッチング拠出)が可能となり所得控除の対象とされ、また、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務が明文化された。
(施行日:従業員拠出…平成24年1月1日、継続的投資教育…法律の公布日)
 - ③ 企業年金の未請求者対策を推進するため、住基ネットから加入者の住所情報を取得することを可能とした。(他の企業年金等についても、同様の措置が講じられた。)
(施行日:法律の公布日)
- 厚生年金保険法の一部改正
 - ① 厚生年金基金が解散する際に返還する代行部分に要する費用の額及び支払方法に特例が設けられた。(平成17～19年度まで講じられた措置と同じ)

(施行日:法律の公布日)

通知の発出

関係通知

- 受託保証型確定給付企業年金に関する承認申請等に係る事務処理について(平成23年7月14日)(事務連絡 厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課)

主な内容

- 閉鎖型適格退職年金から確定給付企業年金への移行について、簡素かつ効率的な審査が望まれていることを踏まえ、事業主から委託を受けた受託機関が事業主に代わって実施の申請に係る申請書類を地方厚生(支)局に提出することができることなどとされた。

特別法人税の凍結延長

関係法令

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(法律第82号)(財務省)」

(平成23年6月30日)

主な内容

- 租税特別措置法第68条の4が改正され、特別法人税の凍結期限が「平成26年3月31日」迄延長された。

会計基準改正

IAS19「従業員給付」の修正

関係情報

国際会計基準 IAS19 *Employee Benefits* の修正基準が 2011 年 6 月 16 日に国際会計基準審議会 (IASB) のウェブサイト上で公表された。

主な内容

- 給付建制度から生ずる損益の遅延認識のオプションを削除。
- 給付建制度に係る費用を勤務費用、純利息、再測定へ分解表示。勤務費用と純利息は純損益の中で、再測定はその他包括利益の中で表示。
- 給付建制度の特徴やリスク等に関する開示が要請。

(参照サイト:

<http://www.ifrs.org/Current+Projects/IASB+Projects/Post-employment+Benefits+%28including+Pensions%29/Defined+Benefit+Plans/IAS+19+Employee+Benefits/IAS+19+Employee+Benefits.htm>)

論文・文献その他の情報(2011年4月-8月上旬)

政府関係

厚生労働省 平成22年簡易生命表の概況を公表 (2011年7月27日)

主な内容

厚生労働省が公表した2010年簡易生命表によると、日本人の平均寿命は男性79.64歳、女性86.39歳で、前年と比較して男性は0.05歳上回り、女性は0.05歳下回った。

(参照サイト

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life10/index.html>)

「社会保障・税一体改革成案」を閣議報告 (2011年7月1日)

主な内容

政府・与党社会保障改革検討本部が決定した「社会保障・税一体改革成案」が7月1日閣議報告された。社会保障の機能強化に必要な費用を約2.7兆円程度と試算、財源の確保に向け、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げることなどが織り込まれている。

(参照サイト

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/pdf/230630kettei.pdf>)

総務省 平成22年国勢調査抽出速報集計結果を公表 (2011年6月29日)

主な内容

我が国の人口は1億2805万6千人(平成22年10月1日現在)で平成17年以降横ばい、65歳以上人口の総人口に占める割合は20.2%から23.1%に上昇し、世界で最も高い水準となった。15歳以上人口の労働力率は60.7%で、男女別では男性73.4%、女性49.1%となり、平成17年と比べると男性が1.9ポイント低下したのに対し、女性は0.3ポイント上昇した。

(参照サイト

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/sokuhou/pdf/youyaku.pdf>)

厚生労働省 「今後の高齢者雇用に関する研究会」報告書～生涯現役社会を目指して～ を公表 (2011年6月20日)

主な内容

厚生労働省の「今後の高齢者雇用に関する研究会」(座長:清家篤・慶應義塾長)は、報告書を公表し、(1)法定定年年齢を65歳まで引上げる方法、又は、(2)希望者全員について65歳までの継続雇用を確保する方法により、希望者全員の65歳までの雇用確保策と、生涯現役社会へ向けての環境整備の方策について提言した。(1)の方法については、厚生年金の報酬比

例部分の支給開始年齢の65歳への引上げ完了までには定年年齢が65歳に引き上げられるよう、引き続き議論することが必要としている。

(参照サイト

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001fz36.html>)

厚生労働省 平成22年人口動態統計月報年計(概数)を公表 (2011年6月1日)

主な内容

厚生労働省が公表した平成22年人口動態統計月報年計(概数)によると、平成22年の合計特殊出生率は1.39で前年の1.37を上回った。出生数は107万1,306人(前年比1,271人増)、死亡数は119万7,066人(同5万5,201人増)。出生数と死亡数の差である自然増減数はマイナス12万5,760人となり、自然増減率は4年連続のマイナスとなった。

(参照サイト

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai10/index.html>)

その他

年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF) 2010年度運用実績発表 (2011年7月6日)

主な内容

年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は、平成22年度の運用利回り(時間加重収益率)が-2.5%であったことを公表した。国内株式及び外国債券の収益率がマイナスとなったことが要因としている。また、直近8年間のGPIFの名目運用利回りは、平成16年財政再計算に沿った名目運用利回りを上回る結果であったとしている。

(参照サイト

http://www.gpif.go.jp/operation/state/pdf/h22_q4.pdf)

社保審 年金数理部会「公的年金財政状況報告—平成21年度—」を公表 (2011年6月29日)

主な内容

社会保障審議会 年金数理部会は、平成21年度の公的年金財政状況報告を公表した。保険料収入は、私学共済以外の制度で減少し、給付費は、特に厚生年金(23.8兆円)、基礎年金勘定(16.4兆円)で大幅に増加している。厚生年金の増加は、年金総額の増加に加え、年金時効特例措置の効果によるものと考えられるとされている。

(参照サイト

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ho7s.html>)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構「高齢者の就業実態に関する研究」報告書を公表（2011年6月6日）

主な内容

高齢者を対象にした個人調査の結果は、在職老齢年金の就業抑制効果は、制度改正後は一部の年齢を除き見られなくなったこと、及び、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢引き上げに対し、基礎年金繰上げ制度では所得の埋め合わせ手段として十分ではなく、就労の場の確保が重要であることを示唆している。また、高齢期の教育訓練の重要性が示されている。

(参照サイト

<http://www.jil.go.jp/institute/reports/2011/0137.htm>)

「単体財務諸表に関する検討会議」報告書（2011年4月28日）

主な内容

企業会計基準委員会(ASBJ)の上部組織である財務会計基準機構と日本経団連に加盟する主要企業の最高財務責任者(CFO)らによる「単体財務諸表に関する検討会議」は、報告書を公表し、開発費、のれん、退職給付及び包括利益の会計基準毎の対応の方向性の考え方、連結財務諸表に関する参考意見を示した。退職給付の未認識項目の負債計上については、連結先行も含め、何らかの激変緩和の措置が必要ではないか(多数意見)とされている。

(参照サイト

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/non-consolidated_financial_statements/report/report_2011_0428.pdf;jsessionid=36DEA1D8E63C34D4FA5E5561850350D6)

日本年金数理人会「国際会計基準(IAS19)の適用に関する海外調査と示唆」調査報告書（2011年3月）

主な内容

日本年金数理人会 退職給付会計基準委員会は、2010年9月に実施した欧州4カ国(英国・ドイツ・オランダ・スイス)の国際会計基準(IFRS、主にIAS19)の適用についての調査報告書を公表した。割引率、給付の期間帰属をはじめ、多岐に亘る内容となっており、新会計基準への移行実務等に大変有用な内容となっている。なお、本報告書は、国際アクチュアリー会のPBSS セクションのリファレンスリストの中でも紹介されている。

(参照サイト <http://www.jscpa.or.jp/>)

(PBSS リファレンスリスト http://30923.vws.magma.ca/PBSS/References/May_2011.pdf)

論文

“Making the Dutch Pension System Less Vulnerable to Financial Crises”, Høj, J. (2011), OECD Economics Department Working Papers, No. 832,

「金融危機により影響を受けにくいオランダの年金制度の構築」ホイ, J.OECD 経済部ワーキングペーパー No.832 (2011)

主な内容

オランダの職域年金制度は、手厚い年金の約束を果たす、高水準の資産の積立を確保することに成功している。しかし、この10年間で2度、年金制度は金融危機の影響を受け、多くの年金基金の資産は規制要件を満たすために必要な水準を下回った。資金不足は支払い能力の問題を発生させ、最終的に救済を行う場合には多額の財政コストになりかねない。危機に対応して、ほとんどのファンドは5年間で積立てを回復するために、回復計画を策定することが監督機関によって要求された。監督機関によって必要とされる調整が、多分有害なマクロ経済の影響で、必要以上に急激であるという懸念を引き起こした。一方、OECDのシミュレーションは、現在の政策の下で、長期にわたって平均的賃金の80%までの代替率の約束を果たすことを可能にする積立率が確保されることがありそうもないことを示している。これは、世代間の公平性と成長に大きな悪影響なしに年金給付を確保するために、制度内容に関する諸数値の変更を実行する課題を発生させる。職域年金は移転可能であり、それは労働市場の機動性を強化する。しかし、労働者が、1つの年金制度ともう1つの年金制度をどのように比較するか、しばしば非常に困難な問題となり、簡単でなくてはならない機動性に対する障害をもたらす。このワーキングペーパーは、オランダの2010年のOECD経済観測調査(www.oecd.org/eco/surveys/netherlands)に関するものである。

(参照サイト

<http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/fulltext/5kgkdgg5fxd3.pdf?expires=1298330060&id=0000&accname=guest&checksum=DD724FEE2B063ECC7D9FD364BAE59B0F>)

“A Post-Crisis Assessment of Retirement Income Adequacy for Baby Boomers and Gen Xers”, Jack Vanderhei (2011), EBRI Issue Brief, No. 354

「危機後のベビーブーマー世代の退職所得十分性の評価」ジャック ヴァンデルハイ (2011), EBRI発行短信 No.354

主な内容

この論文では、以下の二つの論点について議論している。

- (1)2008、2009年の金融市場や不動産業界の危機の影響で、どのくらいの世帯が退職後の所得不足に直面しているか？
- (2)これらの世帯が、金融危機による退職後の所得不足を補うには、退職するまでどのくらいの追加貯蓄が必要となるか？

以上の論点について討論した結果、以下の結論に至った。

(a)2008、2009 年の金融危機によって退職後の所得不足に陥っている世帯は 3.8～14.3%。

(b)退職後の所得不足に陥っている世帯のうち、ベビーブーム前半に生まれた世帯の 50% (90%)は、この不足を補うため退職するまで毎年、所得の 3% (4.3%)の追加貯蓄が必要となる。

(参照サイト

http://www.ebri.org/publications/ib/index.cfm?fa=ibDisp&content_id=4742)

“Progress and key challenges in the delivery of adequate and sustainable pensions in Europe (A Joint Report on Pensions)”, European Commission (2010), Directorate-General for Economic and Financial Affairs, Occasional Papers, 71, Brussels

「欧州における十分に持続可能な年金の提供の進歩と重要な挑戦」欧州委員会 (2010), 経済金融事情の理事会, 予備ペーパー

主な内容

EU における年金の仕組みを分析し、深刻化した課題を踏まえ年金改革を再評価するとともに適正で長期間継続する年金制度に対する最新の課題にも取り組んでいる。分析では、「年金改革後 10 年間の結果、年金危機の影響、年金危機後の長期的な見通し」に焦点をあてている。

現在、公共政策により適切かつ十分な年金収入が長期間継続して賄われているが、これは今後も EU 加盟国にとって優先事項である。加盟国が同程度のファンダメンタルな課題を共有化している一方、人口高齢化の時期、年金の給付設計、潜在的な成長、会計上の理由による制約、外部競争力などはかなり様々である。人口の高齢化により予測される公的支出の増加は EU 加盟国にとって重要な課題である。適正な年金制度を維持しつつも、公的資金を長期間継続することを改善する公共政策が必要不可欠である。

(参照サイト:

http://ec.europa.eu/economy_finance/publications/occasional_paper/2010/op_71_en.htm)

“Funding in Public Sector Pension Plans: International Evidence”, Ponds, E., C. Severinson and J. Yermo (2011), OECD Working Papers on Finance, Insurance and Private Pensions, No. 8

「世界各国における、公共部門における年金制度の積立の状況」E.,ポンドズ, C. セベリンソン, J.イェルモ, 金融・保険・私的年金に関する OECD ワーキングペーパー No.8

主な内容

ほとんどの国では、他の制度と区分された公共部門従業員のための年金制度がある。これら

の制度の加入者は、通常、最大の雇用主である政府によって雇用されているため、給付は比較的恵まれたものになっており、将来の給付支払いが政府の歳入から直接に(すなわち賦課方式として)行われるか、容易に未積立になってしまうような年金基金から行われるがゆえに、将来大きな財政負担が生じ勝ちである。一部の国々においては、財政計算やその開示は透明性を欠いているため、潜在的な多額の債務が隠されていて、将来の労働者へと後送りされている。

公共部門の確定給付制度の財政負担に関し異なる国の間で公正な比較を行うため、この論文ではそれらの制度の型に関するより多くの事実について述べ、制度に由来する将来の税負担についても定量分析を行っている。すでに公表された各制度の債務は、つぎの二つの手法、すなわち公正価値を用いた手法(各国における割引率を使用)および国民所得の成長予測を反映した各国共通の固定割引率を使用した手法の双方によって、計算し直された。また OECD 加盟国からいくつかのサンプルを取り出し、2008 年末の未積み立て債務の公正価値の大きさを推定した。この数値もまた、潜在的な年金負債の公正価値として解釈できるものである。

(参照サイト:

<http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/fulltext/5kgcfnm8rgmp.pdf?expires=1309223926&id=id&accname=guest&checksum=C2FA725E94D70EDCCA989C838E432538>)

論文・書籍紹介

論文紹介

社会政策に関する経済協力開発機構(OECD)閣僚会合 2011年5月2~3日 パリ

セッション3 過去の代償を支払い、将来に備える：世代間の連帯¹

(調査研究委員会 訳)

世代間の連帯は、それ自体に望ましい価値があるとみなすことができる。それぞれの世代が他の世代のことを大切に考えている場合や、将来の方向性に関して世代間にコンセンサスがある場合などである。世代間の連帯はまた、目的を実現するための手段でもある。すなわち、世代間の金銭的および非金銭的なもの双方の互恵的な交換を支えるメカニズムである。

この交換は一方向であるとみられることがあまりにも多い。若い労働者が、高齢の労働者の年金給付や医療費用を支えるために税金を払っていることなどだ。しかしながら、実際には取引は双方向に行われている。将来に向かって、すなわち若い世代に向けてのものにはインフラ、イノベーションおよび環境保護に対する投資があり、過去に向かって、すなわち高齢者世代に向けては年金や高齢者に対する公的および家族によるケアがある。家族と政府は、この世代間交換作業を確実に行うための最良の制度である。

世代間の関係の実態 人々はどう考えているのか？

人口の高齢化を考慮し、世代間の連帯に対する圧力が予測される中で、今日の世代間の関係を理解することが重要である。しかし、世代間の連帯を評価することは非常に困難である。とはいえ、意識調査によれば、今日の世代間の関係は前向きであるように見える。2009年に実施されたある意識調査では、「高齢者は社会にとって負担であるか？」という挑発的な質問が投げ掛けられた。OECD加盟国であるヨーロッパの21カ国において大多数の国民がこの意見に同意しなかった(図1)。これらの回答においては、資源をめぐる世代間対立の兆候はわずかである。

総合的に見ると、回答は、世代間の連帯が堅固であると感じられていることを示した。62%の回答者が、高齢者は負担であるという意見に「強く反対」し、さらに23%の回答者が「どちらかという反対」であった。わずか14%が「強く同意」あるいは「どちらかという同意」した。

回答には重要な傾向が見られる。向こう10年から25年以内に退職することが予想されている40歳から50歳までの人々は、高齢者が負担であるという意見に反対する割合が最も高いが、20代の人々はどちらかという反対する割合が低い。興味深いことに、自らが社会にとって負担であると考えられる割合が高いのは高齢者自身であり、55歳以上の人々は、同調査の質問に同意する割合が全

¹ 本稿はOECD閣僚会合セッション3に提出された論文です。

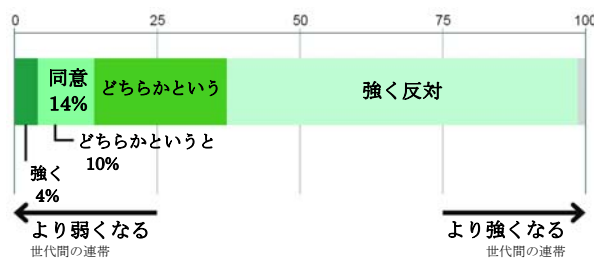
<http://www.oecd.org/dataoecd/8/40/47711990.pdf?contentId=47711991>

体の平均よりも高かった。

図 1. 高齢者世代に対する肯定的態度が優勢

「高齢者は社会にとって負担であるか？」

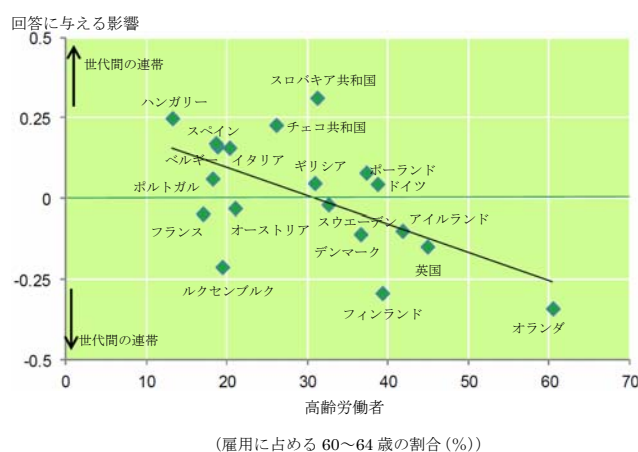
回答者の割合



出典：欧州委員会(2009年)、Flash Eurobarometer 第269号における「Intergenerational Solidarity」のデータのOECDによる分析。近刊のOECDによるSocial, Employment and Migration Working Paper, Piggott,J.およびE.R. Whitehouse(2011年)、「Intergenerational Solidarity and Population: Attitude in Europe」を参照。

それぞれの国の労働市場の状態、人口動態の見通しおよび年金制度もまた、回答に大きな影響を及ぼしている。図2は、雇用に占める60～64歳の人々の割合によって回答がいかにより異なるかを示している。データ数的にも、また統計的な有意性の観点からも大きな、次の結果がでてくる：すなわち、高齢の人々が雇用者として多く働いている国の人々は、「負担である」という意見により強く反対している。

図 2. 労働市場の状況が回答に与える影響

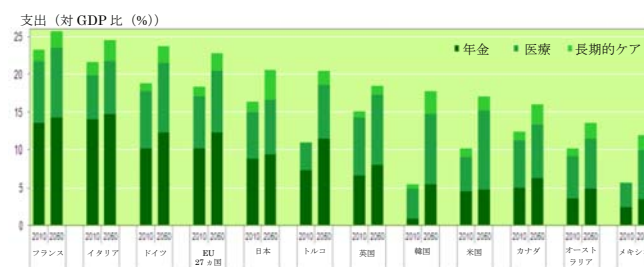


出典：欧州委員会(2009年)、Flash Eurobarometer 第269号における「Intergenerational Solidarity」のデータのOECDによる分析。近刊のOECDによるSocial, Employment and Migration Working Paper, Piggott,J.およびE.R. Whitehouse(2011年)、「Intergenerational Solidarity and Population: Attitude in Europe」を参照。

世代融合への変化 世代間の政策と負担の均衡を図る

この双方向の交換は、人口動態が均衡している時代においてはうまく機能するが、人口の高齢化という背景においては、それほどうまくは機能しない。OECDは2011年に設立50周年を迎える。OECDが設立された年の1961年に、現在の加盟国を構成する34カ国において約1,850万人の子供が誕生した。これは、その後、戦後のベビーブームのおおむね最高の数であることが判明している。2010年には、この数は約1,500万人に減少した。総人口に対する出生数は、過去50年間で半減している。平均寿命は、OECD設立以降で10年間延び、男性は76歳、女性は82歳までになった。このことは、素晴らしい成果であり、何よりも非常に喜ぶべきニュースだが、少子化と長寿化の結果として、人口の高齢化が生じた。

**図 3. 人口の高齢化からの財政圧力は今や巨大であり、
向こう数十年間においても増大する見通し
年金、医療および長期的ケア支出の推計、
2010年および2050年 対 GDP 比**



出典：OECD(2011年)「Pension at a Glance」、OECD(2011年)「Help Wanted? Providing and Paying for Long-term Care」、欧州委員会(2009年)「The 2009 Aging Report: Economic and Budgetary Projections for the EU27 Member States (2008年～2060年)」、国際通貨基金(2009年)「Fiscal Implications of the Global Economic and Financial Crisis」、スタンダード&プアーズ(2010年)「Global Aging 2010: An Irreversible Truth」

人口の高齢化は、政府予算に影響を及ぼすだろう。図3は、年金、医療および長期的ケアという人口の高齢化によって最も影響を受ける3分野への公的支出が、12カ国すべてにおいて経済成長よりも速いスピードで増加すると予測されていることを示している。2050年までに、これら3分野への公的支出は大多数の国々の国民所得の5分の1を超えるものと予想されている。

時間的および金銭的の双方の意味での現役でない者に対する家族による支援に関しても、緊張が高まっている。家族の規模は小さくなり、ケアの負担を分担する人々の数が少なる一方で、長寿

によって、同時に4世代までの家族が見られるようになっている。これに並行して、ライフサイクルを通じて勤労生活を長引かせる政策も奨励されつつあり、より多くの人々がより多くかつ長く働くことから、私的なケアの可能性にも影響が及んでいる。同棲生活の増加、結婚の減少、離婚とその後の再婚の増加といった家族構成の変化もまた、家庭内の異なる世代間での連帯に課題を与えている。

このことは、社会的な保護とケアのスキームを通じたすべての年齢層に対する適切な給付の提供、管理可能な水準での支出の維持および現役の勤労者にとってより長い、かつ、健康的な労働生活を促進する合理的な労働市場の設計などの中でのきめ細かなバランスが必要となることを示している。

本文の原文は OECD で

“OECD MINISTERIAL MEETING ON SOCIAL POLICY Paris, 2-3 May 2011. Issues Paper Session 3: Paying for the Past, Providing for the Future: Intergenerational Solidarity”.

Available at : <http://www.oecd.org/dataoecd/8/40/47711990.pdf>

として出版されたものであり、著作権のすべては OECD が保有する。

©2011 OECD

©2012 Japanese Society of Certified Pension Actuaries for this Japanese edition

本日本語訳は社団法人日本年金数理人会が OECD,Paris の許可を得て出版するものである。

日本語訳の質と原文との一致については社団法人日本年金数理人会の責任である。

論文募集について

本誌では、下記要領にて論文を募集いたします。

1. 応募テーマ

企業年金の制度、財政、会計、税制、投資理論、ファイナンス等に関する内容をはじめ、公的年金、社会保障等も含めた広く年金に関する内容を対象とします。

例:

- ・ 人口減少・高齢社会における公私年金の役割と運営のあり方
- ・ 退職給付の債務・費用の測定のあり方
- ・ 企業年金の本質と今後の企業年金のあるべき姿
- ・ 終身年金の効用と普及のための課題

2. 応募資格

企業年金に関心のある方ならどなたでも結構です。年齢、国籍を問いません。また、団体等共同執筆による応募も可とします。

3. 応募方法概要

(1) 論文は、次の書式等とします。

- ・ A4 判横書き 5～10 頁程度、1 頁 40 字×36 行、日本語
- ・ 表やグラフは最小限
- ・ 他から引用した部分や統計は出所を明示
- ・ 氏名、住所、電話番号、FAX、メールアドレスを記載

(2) 未発表の論文又は既発表の論文としますが、既発表の論文の場合には、発表先の了解を予め得てください。

(3) 提出された論文は返却しません。

(4) 日本年金数理人会調査研究委員会にて、掲載の可否を決定いたします。

4. 企業年金研究賞論文について

日本年金数理人会では、JSCPA 調査報掲載の論文の中から、優秀な作品について企業年金研究賞を授与します。

詳細が決まりましたら、別途お知らせをいたします。

5. 論文送付先

お問合せ・応募先

社団法人 日本年金数理人会 調査研究委員会
〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビルB1 階
電 話 03-5442-0208 FAX 03-5442-0700
ホームページ <http://www.jscpa.or.jp/>
電子メール mitann#208@jscpa.or.jp

ご意見・ご要望について

日本年金数理人会調査研究委員会では、会員の皆様からの本調査報への、ご意見、ご要望を受け付けています。

調査報の内容、今後取り上げてほしいテーマなど、ぜひお寄せください。

ご意見・ご要望の送付先

社団法人 日本年金数理人会 調査研究委員会
〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビルB1 階
電 話 03-5442-0208 FAX 03-5442-0700
ホームページ <http://www.jscpa.or.jp/>
電子メール mitann#208@jscpa.or.jp

2011年9月 発行

発行者 社団法人日本年金数理人会
〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビルB1 階
電 話 03-5442-0208 FAX 03-5442-0700
ホームページ <http://www.jscpa.or.jp/>
電子メール mitann#208@jscpa.or.jp
編 集 社団法人日本年金数理人会 調査研究委員会